

浜田市告示第 47 号

浜田市浄化槽設置整備事業補助金交付要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

令和 8 年 3 月 27 日

浜田市長 三 浦 大 紀

浜田市浄化槽設置整備事業補助金交付要綱の一部を改正する告示

浜田市浄化槽設置整備事業補助金交付要綱(平成 18 年浜田市告示第 51 号)の一部を次のように改正する。

別表第 1 浄化槽の設置の項中

「

浄化槽の設置

」を「

浄化槽の設置（次項に掲げる場合を除く。）

」に

改め、同項の次に次のように加える。

浄化槽の設置 (特定既存単 独処理浄化槽 からの転換に 係る場合に限 る。)	(1) 特定既存単独処理浄化槽を使用する世帯が、65 歳以上の者のみで、かつ、2 人以下で構成される世帯であること。 (2) 特定既存単独処理浄化槽を使用する世帯に属する者の 1 人当たりの所得が、1 月につき 15 万 8 千円以下であること。 (3) 特定既存単独処理浄化槽の使用者が、法第 10 条に基づく保守点検及び清掃並びに法第 11 条に基づく法定検査を、交付申請を行う日の属する年度の前年度から継続して実施していること。	浄化槽の設置 に要する経費 に相当する額
---	---	----------------------------

別表第 1 備考第 1 項中第 2 号を第 3 号とし、第 1 号を第 2 号とし、同号の前に次の 1 号を加える。

- (1) 特定既存単独処理浄化槽 法附則第 11 条第 1 項に規定する特定既存単独処理浄化槽をいう。

別表第 2 浄化槽の設置の項中「設置」の次に「(次項に掲げる場合を除く。)」を加え、同項の次に次のように加える。

浄化槽の設置 (特定既存単 独処理浄化槽 からの転換に	5 人槽	558,000 円	652,000 円
	6～7 人槽	695,000 円	792,000 円
	8～9 人槽	916,000 円	1,112,000 円
	11 人槽以上	1,359,000 円	1,460,000 円

係る場合に限 る。)			
---------------	--	--	--

様式第 10 号中「第 12 条第 4 項」を「第 12 条第 6 項」に改める。

様式第 11 号中「第 12 条第 5 項」を「第 12 条第 7 項」に改める。

附 則

この告示は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。